

消防予第339号「火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令及び特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部を改正する省令等について」等の概要

消防庁予防課

1 はじめに

消防庁では、特定小規模施設用自動火災報知設備（以下「特小自火報」という。）を用いることができる防火対象物の拡大、特小自火報の設置及び維持の基準の見直し並びにその他所要の規定の整備を行うため、次のとおり、関係する省令及び告示の改正を行った（令和6年7月23日公布、同日施行）。

- 火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令及び特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部を改正する省令（令和6年総務省令第74号。以下「改正省令」という。）
- 特定小規模施設用自動火災報知設備の設置及び維持に関する技術上の基準の一部を改正する件（令和6年消防庁告示第11号。以下「改正告示」という。）

以下、改正省令等の概要について解説する。なお、本文中に記載している関係条項については、特段の注意書きがない限り、解説している各法令により、制定又は改正された後の当該法令における条項を指す。

2 改正の背景

一定の小規模な施設においては、消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）第29条の4の規定に基づき、自動火災報知設備に代えて、比較的簡易な工事で設置することができる特小自火報を用いることができるとされているところ、特小自火報に用いる感知器の中には、出火元の特定が可能な音声メッセージを発する高機能な感知器が開発されている。

これを踏まえ、消防庁では、特小自火報を用いることができる防火対象物の拡大等を行うため、火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令（昭和56年自治省令第17号。以下「感知器省令」という。）、特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令及び特定小規模施設用自動火災報知設備の設置及び維持に関する技術上の基準について、所要の規定の整備等を行うこととした。

3 改正省令に関する事項

- 特小自火報を用いることができる防火対象物の拡大**

特小自火報を用いることができる防火対象物として、以下の防火対象物又はその部分（延べ面積又は床面積が300㎡未満のものに限る。）等を追加することとした。

 - 令別表第一（13）項ロ及び（17）項に掲げる防火対象物
 - 令別表第一（9）項イに掲げる防火対象物で、延べ面積が200㎡以上のもの
 - 令第21条第1項第7号、9号、10号及び13号に掲げる防火対象物又はその部分
- 特小自火報の設置及び維持の基準の見直し**
 - 警戒区域が1の防火対象物に限り、特小自火報の全ての感知器を連動型警報機能付感知器にできることとしていたが、全ての感知器を火災の発生した警戒区域を特定することができる連動型警報機能付感知器とする場合は、警戒区域を2以上とすることができることとした。
 - 特定一階段等防火対象物及び警戒区域が2以上の防火対象物における特小自火報の感知器は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第4号に規定する居室及び床面積が2㎡以上の収納室、倉庫、機械室その他これらに類する室に加え、階段及び傾斜路、廊下及び通路並びにエレベーターの昇降路、リネンシュート及びパイプダクトその他これらに類するものにも設けることとした。
- 火災の発生した警戒区域を特定することができる連動型警報機能付感知器**

火災の発生した警戒区域を特定することができる連動型警報機能付感知器の火災警報は、警報音と音声を組み合わせたものであることとし、その音声について詳細を規定するほか、火災の発生した警戒区域を特定することができる連動型警報機能付感知器には、その旨を表示することとした。



4 改正告示に関する事項

警戒区域が2以上の場合でも、全ての感知器が連動型警報機能付感知器である場合には、受信機を不要とするほか、所要の規定の整理を行うこととした。

5 施行期日等に関する事項

(1) 施行期日について

公布の日から施行することとした。

(2) 経過措置について

改正省令の施行の際に、現に型式承認を受けている感知器等に係る型式承認は、改正省令による改正後の感知器省令の規格による型式承認とみなす等、所要の経過措置を設けることとした。

6 終わりに

ここまで、改正省令等の内容について概観した。本記事や改正省令等の公布と同日に発出した消防予第363号「火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令及び特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部を改正する省令等の運用上の留意事項について（通知）」も参考にしつつ、適切な消防法令の運用をお願いしたい。

消防庁としても引き続き、今回の改正省令等の内容について、周知を行っていく予定である。

問合せ先

消防庁予防課
TEL：03-5253-7523